

2019年度事業報告

概 況

昨年は新天皇が即位し、元号が令和に改まり、新たな時代の幕開けとなった。5月の異例のGW10連休は物流問題も懸念されたが、大きな混乱もなく乗り越えた。また日本初開催のラグビー・ワールドカップで日本選手が活躍し、「ONE TEAM」が流行語になるなど明るいムードに包まれた年であった。しかしその一方で、台風の上陸が相次ぎ自然災害も多く各地で甚大な被害が生じ、公共交通機関では計画運休が浸透した。食品流通業界では最大の課題である消費税が10%に引き上げられ、食品は外食や酒類などの一部を除いて軽減税率が適用された。また同時に消費の冷え込みを最小限に抑え、キャッシュレス決済の浸透を目的に、本年6月までの9ヶ月間限定で、キャッシュレス決済によるポイント還元制度もスタートした。結果としてデフレがさらに進行し、消耗戦に突入、さらには暖冬と新型コロナウイルスによる影響から下半期は三重苦に近く、急速に減速感を強めた。特に新型コロナウイルスの感染は世界各地に拡大し、WHOが「パンデミック」とみなされる事態と表明した。日本でも深刻な状況に陥り、食品業界でも多くの発表会やイベントの中止が相次ぎ、消費、経済へ波紋を広げた。

そうした中で弊協会は公益法人制度改革の理念に基づき事業活動を行い、継続して食品流通のサプライチェーンの協働体制の基盤や業界インフラの整備に優先的に取り組んだ。こうした活動を行えたのは例年の如く賛助会員の全面的なご協力や関連省庁である農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なご指導、ご協力に加え（一財）流通システム開発センター、（公財）食品等流通合理化促進機構、（一財）食品産業センター、（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会、（一社）日本パインアップル缶詰協会、日本製罐協会、（一財）食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の多方面にわたるご配慮があったからに他ならない、あらためて感謝申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後に個別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

我が国は人口減少と超高齢化社会を迎え、「食」に関する環境は、全ての点で劇的に変化してきている。食品スーパーの元旦営業の縮小やコンビニセブンスストアの時短営業の導入、ドライバー不足に端を発したメーカーの納品リードタイムの延長化要請など従来の商慣習を見直す動きが相次ぎ、また働き方改革や食品ロス削減へ関連法案が施行され、10月には消費増税と軽減税率制度が導入された。またそれに伴うキャッシュレス・ポイント還元事業も始まり市場は否応なく消耗戦に突入し、デフレ基調への回帰が懸念された。社会的には情報化時代からデータ化時代にシフトし従来のビジネスモデルに大きな転換を促した。

◇消費税軽減税率制度に関する活動

社会保障と税の一体改革として、消費税は2度の延期を経て2019年10月1日に10%へ引き上げられ同時に軽減税率制度が導入されたが、弊協会の「軽減税率対応システム専門部会」は、7月に所管の農林水産省を経由して財務省に軽減税率制度に関するQ&Aにリベートに関する追加改訂をお願いする文書を提出した。メーカー・卸間あるいは卸・小売間においてリベートの運

用認識にバラツキがあり対応に苦慮していることから、このまま本番を迎えると業務が混乱する可能性が懸念されたのでお願いしたもの。結果として、異例のスピードで国税庁消費税軽減税率制度対応室から弊協会からの要望内容が網羅されたQ&Aの改訂版が令和元年7月に公表された。具体的には「販売奨励金」という名目でリベートのやりとりが行われるものであっても、例えば「販路拡大」などの役務の提供の対価として支払いものは、軽減税率の適用にはならず標準税率になる。つまり「飲食料品の譲渡」に伴いやり取りされる「販売奨励金」やいわゆる「リベート」などは、その目的や性質によって「売り上げに（又は仕入れ）係る対価の返還等」であるのか、あるいは「役務の提供の対価」について支払うものであるのかを整理し、適用税率を判定する必要がある。弊協会が要望した、販売奨励金、物流センターの使用料（センターフィ）に関する内容のほか、炭酸ガスの販売や空容器の回収に関する件も追加されより実務にそった解説が加えられ軽減税率制度への業界共通の認識、運用が前進した。

◇メーカーの皆様にジャパン・インフォレックス（JII）と日食協の連名で「既存品の消費税区分値修正に関するお願い」文書を発信

消費税軽減税率制度の導入に際し、JIIの運営する業界商品データベースへ消費税区分の修正値を登録いただくようメーカー各位に働きかけを行ってきたが、残念ながら登録率が推定70%から80%に留まり、せっかくの業界インフラが充分活用できなかった事態が発生した。そのため各卸が急遽直接メーカーに問い合わせを行って消費税区分値を入手してカバーした。軽減税率制度が存続する以上、消費税の区分値は必要であり、次のインボイス制度も控えることでもありお願い文書を発信した。食品業界の裾野の広さ、それに伴う情報伝達の難しさを感じたが地道に徹底する活動を行う必要がある。

◇令和2年度の税制改正等に関する要望書について

例年、予算編成、政府税調、与党税調の動きに合わせ8月に弊協会の税務問題対応W・Gを開催し、東京商工会議所からの税制改正等の要望内容の情報もいただきながら検討し、会長のご了解をいただいて農林水産省の指導窓口には要望書を提出している。今回の要望内容は、まじかに迫った消費税引き上げに伴う課題として、特に軽減税率制度については将来的にゼロベースで見直すべきと要望した。理由としては制度の複雑さ、事務負担及びシステム改修負担の大きさに加え、食品卸として扱う品目も多く、より取引が複雑になることを上げた。公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備では、働き方改革を含めて生産性の向上を求められておりますので税務経理の実務を行う上で非常に手数がかかっている内容の是正を含め継続して要望した。今年度新に追加して要望した内容としては、法人税及び消費税では、所得税額控除の元本所有期間の制限の廃止、大法人に対する留保金課税の撤廃、組織再編税制の行為否認の廃止です。

◇リードタイム延長化に伴う対応について

全日本トラック協会の食料品部会・部会長より、トラックドライバーの確保と持続可能な物流を構築することを目的に加工食品物流におけるリードタイムの延長に関する意見書が出されて以降、メーカー各位よりリードタイムの延長化の要請が相次いだ。こうした要請に対し弊協会としての考えをまとめ発信すべきとの判断からメーカー及び小売業の事業者団体向けに発信した。また日本即席食品工業協会には過去にパレット納品に関する事案がありましたので個別に別途文書を作成し

「物流問題を検討する会」の復活開催をお願いした。基本的にはドライバー不足の厳しい環境について否定するものではありませんが、卸は在庫の積み増し、メーカーの直物流が制約されることによる物流の増加対策、自動発注システムの修正や見直し、あるいは増床などを検討する必要がある。おのずとメーカーと卸間だけで解決するには限界もあることからサプライチェーン全体で考えていくべき課題と認識し、会員卸6社が参画して活動をしている「製・配・販連携協議会」でこの課題を議論していただくことになった。

また事務局からの提案として「製・配・販連携協議会」の研究成果物やイノベーション大賞を受賞したものの中からこの課題の解決策になるような参考事例を「ベストプラクティス」として冊子にまとめ業界に配布していただくようお願いした。せっかくの業界のノウハウが課題解決のテコになればとお願いした。

◇加工食品分野における物流標準化に関する議論について

物流はこれまで企業間の競争領域であり、個社ごとに最適化が追及されてきた。また、生産、販売現場の論理が先行して、物流に関する非効率性はあまり考慮されてこなかった。物流は社会インフラでありその機能を途切れさせてはならず、物流がその機能を十分に発揮していくためには生産性向上が必要不可欠である。そして、生産性向上のためには事業者間の連携・協働による物流の効率化が必要であり、標準化は連携・協働を円滑化するために欠かすことのできない環境整備の1つである。そのため国土交通省は「加工食品分野における物流標準化研究会」を立ち上げ、「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」を策定した。この研究会に弊協会から（株）日本アクセス、三菱食品（株）が構成員として、弊協会はオブザーバーとして参加した。

本アクションプランは、今後の労働人口の減少及び高齢化等により激変が想定される物流環境の中で効率化に向けた意欲的な取り組みが進められており、その改善の幅が顕著である加工食品分野において標準化に向けた課題・問題点、解決策を整理し、個社と各層の枠を超えて全体最適の視点から標準化を実現する手順をまとめた。

物流標準化に取り組むべき項目として①納品伝票②外装表示③パレット・外装サイズ④コード体系・物流用語の4つの事項を取り上げそれぞれ整理した。

今後、加工食品分野のサプライチェーンを構成する各プレイヤーが本アクションプランに則り、協調して物流の標準化を進めていくことが望まれる。これにより、物流現場の自動化・機械化等が円滑に進み、作業の効率化・単純化が促進されることで労働環境が改善し、その結果、加工食品の物流現場が多様な人材に魅力的で「選ばれる」職種として変革し、加工食品物流が持続可能なものとなることが強く期待される。

◇「商品情報登録タイミング早期化に関する」お願いの件について

食品流通業界の生産性向上や働き方改革への対応として従前の非効率的な業務フローを見直ししていくことが重要な課題です。そこで従前から課題として優先的順位の高い「商品情報登録タイミングの早期化」をあらためてお願いする文書をJII（ジャパン・インフォレックス）と連名で作成し発信した。卸の営業活動の起点となる商品情報の登録が量販組織小売業の登録が優先され本来の窓口である卸の仕入れ部門が後になるケースも多いと聞いている。登録タイミングの早期化は卸はもちろんメーカーにとっても業務の重複を省き合理化されることでもあるので粘り強く活動

を継続する。

◇「食品流通合理化検討会」について

トラックドライバーの人手不足が深刻化する中で、物流を安定確保するには、サプライチェーン全体で一貫した合理化対策に取り組む必要があり、特に食品の輸送は、手荷役作業や多頻度小口配送の多さから、取り扱いを敬遠される事例が生じている。このため、関係省庁が連携し、有識者からなる「食品流通合理化検討会」を設置し食品の物流問題の解決に向けて検討を行うこととなった。弊協会も農林水産省から委員の委嘱を受け参加し、加工食品業界における物流における課題解決の方向性を報告した。

◇台風等による異常気象時下における輸送の在り方について

国土交通省自動車局貨物課は、昨今台風等の異常気象が多発している状況を踏まえ、輸送の安全を確保しトラックドライバーの生命や身体を守り、持続的な物流機能を維持するための措置を講じる目安を通達として定めた。具体的には貨物自動車運送事業法の法第17条（輸送の安全）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の第11条（異常気象時における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安を定め、当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応を示した。なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送し、輸送安全に違反したことが確認された場合は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」に基づき行政処分が行われる。この目安が公表されたことを受けて日食協としては、異常気象時下における食品流通業の運用がサプライチェーン全体で標準化されるよう製配販連携協議会で検討していただけるよう経済産業省及び協議会事務局に要望した。

◇HACCPの考えを取り入れた衛生管理の手引書について

厚生労働省では「食品衛生管理の国際標準化」にそって、製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品事業者を対象としてHACCPによる衛生管理を制度化した。このことにより食品等の事業者団体は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」への対応のための手引書を策定し、事業者の負担軽減を図る事になった。厚生労働省は策定過程の助言と確認を行い、策定された手引書を都道府県等に通知し制度の統一的な運用を行うことになっている。つまり我々加工食品卸売業者は、策定された手引書に基づき保健所からご指導を受けることになる。対象商品は加工食品のうち温度管理による保管・配送を必要としているものになる。会員卸である三菱食品、日本アクセス、国分G本社の3社に策定委員を依頼し手引書策定の検討を重ねた。この事案は食品産業センターが農林水産省の補助事業として受託しており、弊協会もこれに応募し採択され全面的なご協力をいただき作業を進めた。尚、この手引書は類似性のある業種は一つの手引書という行政からのご指導があり、弊協会を主体に（一社）外食品流通協会、日本給食連合会、全国給食事業協同組合が連携、協力して策定した。内容的には中小事業者数が多いという業界特性を踏まえて実行可能性を考慮し、極力平易な表現とした。

【HACCP】とは、「Hazard（危害）」「Analysis（分析）」「Critical（重要）」「Control（管理）」「Point（点）」という言葉の略語で、日本語ではそのまま「危害分析重要管理点」と訳されます。HACCPは、食品事業者自らが原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中でどの段階で微

生物の発生や異物混入等が起きやすいかという危害要因をあらかじめ予測・分析して、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。この手法は国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

◇メーカーの皆様に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係るご協力 のお願いを賛助会員に発信

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が間近に迫る中、大会期間中の食品物流対策がまだ固まらず、円滑な商品供給が果たせるか危惧される事から弊協会よりお願い文書を発信した。内容的には小売業や外食産業に具体的な提案ができるよう早期にメーカーと卸は具体的な協議を開始していただき、双方の事情を踏まえた課題の共有と対応策の策定をお願いした。

II. 研修・普及・啓発事業

本部として各支部の定時総会や研修会時に本部の事業活動報告を行い、情報の共有化につとめた。また例年の如く情報システム研修会を全国卸売酒販組合中央会と共催にて行い、「流通システム標準化普及推進協議会の活動について」「製・配・販連携協議会の活動状況について」「みんなのUXD～IT部門にとってのUXDとは」「リテール2.0へ小売業のデジタル・トランスフォーメーションと新たな流通標準化」を研修し情報システム部門として共有すべき知見を得た。

◇「日食協標準トラック入荷受付・予約システム」について

メーカーの配送ドライバーの荷待ち時間の緩和を図ることを目的に業界協調領域事業として開発した「日食協標準トラック入荷受付・予約システム」は愛称を「N-Torus」と定め普及拡大につとめた。

日食協業界標準 トラック入荷受付・予約システム

愛称 『N-Torus』(エヌ・トーラス)

Nisshokukyo(日食協)

Truck(トラック)

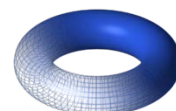
Online(オンライン)

Reservation(予約)

Unity(団結/結束)

System(システム)

Torusとは



初等幾何学において、
円周を回転して得られる回転面

トラックのスムーズな流れを連想

◇フードディストリビューション2019の開催

食品産業センターとの共同開催で3回目となるフードディストリビューション2020を9月11日から13日の3日間東京ビッグサイト青海展示棟で開催した。これは食品物流の課題解決を提案する専門展示会で今回は展示棟とセミナー会場を分離したため来場者数に影響が出ることが心配されたが前年を上回る46,138名の来場者があった。セミナーでは奥山専務理事が「業界標準化推進基盤の構築に向けて～日食協業界標準トラック入荷受付・予約システム～」について講演した。

◇製・配・販連携協議会活動について

2018年度の加工食品W・Gの卸売業調査による返品実態報告によれば、卸売業からの返品・小売業からの返品はいずれも前年度に比べ低下した。「卸売業→メーカー」の返品率は、前年から0.03%低下した0.44%となった。一方「小売業→卸売業」の返品率は前年より0.01%低下した0.17%となった。「小売業→卸売業」の返品率を業態別に見ると2018年度はGMS・CVS・DS業態で低下した。2015年度以降低下していたドラッグ業態は返品率0.2%と逆戻りとなった。返品の発生理由は卸売業調査による「卸売業→メーカー」では「定番カット」(39.8%)が最も多く、ついで「納品期限切れ」(15.8%)「年2回の棚替え・季節品」(14.9%)が続く。「小売業→卸売業」では「定番カット」(25.8%)、「特売残」(20.6%)、「期限切れ」(17.9%)が続いている。

次いで小売業調査による「小売業→卸売業」返品率は、0.11%であり、発生理由は「定番カット」(23.1%)、「年2回棚替え・季節品」(19.2%)、「販売期限切れ」(16.4%)「汚破損」(13.9%)など商品の入れ替えに係るものが多くなっている。

業界全体の「卸売業→メーカー」の返品額は、2018年度は565億円と推計されている。

この他研修事業としては、定時総会時に中・四国支部、関東支部、近畿支部、東海支部、北海道支部、九州沖縄支部が研修会を行い、加えて関東支部、北海道支部、東北支部が経営実務研修会、交流会を開催した。また東海支部、近畿支部は地域卸同業会との共催で研修会や商品研修会を開催した。

Ⅲ. 本部活動

業界の健全な発展と協会活動の活性化を目指し、行政と連携して本部からの情報発信力を高める活動に注力、また本年から物流効率化事業の進展を踏まえ課税事業者としての会計制度に変更した。またWindows10への対応のため本部のPCの入れ替えを行った。

2019年度事業報告関連資料

一般社団法人 日本加工食品卸協会
軽減税率対応システム専門部会

軽減税率制度におけるリベート税率判定に関するお願い

各会員卸は、軽減税率制度におけるリベートの税率判定を仕入先および得意先と確認・合意作業を進めております。

しかしながら、仕入先および得意先にて認識のバラつきがあり、対応に苦慮している状況です。

特にバラツキが多いのは、消費税法基本通達逐条解説における「事業者が販売数量や販売高に応じて取引先から支払を受ける販売奨励金等は、仕入代金の一部の返還額である」との解説から、販売数量や金額に基づいて計算するものは、取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率とするケースが多く見受けられます。

これは、消費税法基本通達 12-1-2 における「販売促進の目的」、国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）（平成 28 年 4 月）（平成 30 年 11 月改訂）」問 37【答】「課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて」の理解が浸透しておりません。

また、財務省「販売奨励金（いわゆるリベート等）について」【未定稿】資料において、この辺りの解説を加えておりますが、リベートの目的・性質により判定し、販売数量・金額はあくまで計算するうえでの基となる数値等であると理解されております。

そこで、国税庁「Q&A（個別事例編）」等において、Q&A として、この辺りの説明を入れていただけないでしょうか。

ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

《ご参考》

1. Q&A への記載要望事項

- ・取引の目的・性質により判定する旨
- ・目的・性質を明確にするため、必要に応じて契約書の見直しをする旨
- ・販売数量・金額はあくまで計算するうえでの基となる数値である旨

2. メーカー事例

センターフィ	納入価格の〇%をお支払い	8%
	納入価格に関係なく毎月〇円お支払い	10%
チラシ掲載料	販売目標金額の〇%お支払い	8%
	販売目標を伴わない	10%

3. 国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A(個別事例編)(平成 28 年 4 月)(平成 30 年 11 月改訂)」(抜粋) (販売奨励金)

問 37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します（基通 12-1-2）。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します（基通 14-1-2）。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則 34②）。

したがって、その売上げの対価の返還等又は仕入れの対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

4. 消費税法基本通達逐条解説(抜粋)

（事業者が収受する販売奨励金等）

12-1-2 事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還に該当する。

【解説】

事業者が販売数量や販売高に応じて取引先から支払を受ける販売奨励金等は、仕入代金の一部の返還額であることから、本通達において、仕入れに係る対価の返還等に該当するものであることを明らかにしたものである。また、この場合の取引先には、課税仕入れの直接の相手方に限らず、例えば、商品等の卸売業者、製造業者等も含まれるのであり、それらの者から支払われるいわゆる飛越しリベート等も仕入れに係る対価の返還等に該当することとなる。

なお、保険の取次店、代理店等が取次件数、成約件数等に応じて支払を受ける奨励金は、取次店、代理店等が精励して取扱件数を伸ばしたという役務の提供に対し支払われるものであるから、その支払を受けた事業者の課税売上げとなる。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A (個別事例編)

令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ & A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様に理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成 28 年 4 月
(令和元年 7 月改訂)
国税庁消費税軽減税率制度対応室

（化粧品メーカーへの「添加物」の販売）

問21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合がありますが、この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品衛生法に規定する「添加物」として販売されるものは、「食品」に該当します。したがって、取引先が化粧品の原材料とする場合であっても、「添加物」を「食品」として販売する場合には、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達2）。

（炭酸ガスの販売）

問22 当社は、食品添加物の炭酸ガスを仕入れて飲食店等に販売しています。この炭酸ガスは、金属のボンベに充てんされた状態で販売しますが、使用後の空ボンベは、飲食店等から回収し、当社の仕入先に返却しています。この場合、当社の販売する炭酸ガスは、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年7月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される炭酸ガスは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達2）。

なお、ご質問の炭酸ガスが充てんされたボンベは、炭酸ガスの販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものと考えられますので、ボンベについて別途対価を徴している場合を除き、ボンベも含め「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（注）炭酸ガスを消費等した後において空のボンベが返却された際に返還することとされている保証金等の取扱いについては、問 30《飲用後に回収される空びん》をご参照ください。

（栄養ドリンクの販売）

問23 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

された場合に不要となるものが該当し、飲食後に再利用させることを前提に付帯しているものは含みません。

(お菓子用の包装紙の仕入れ)

問29 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12 個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

お菓子を包装するための包装紙は「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

したがって、ご質問の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

(飲用後に回収される空びん)

問30 当社は、ガラスびん入りの清涼飲料を飲食店等に卸しており、販売に当たっては、顧客から「容器保証金（容器等の返却を担保するために預かる保証金）」を預かることなく、全体を軽減税率の適用対象として販売しています。

ところで、当社では、飲用後の空びんを飲食店等から回収し、「びん代」を飲食店等に支払っていますが、この「びん代」は、軽減税率の適用対象となりますか。

また、当社では、飲食店等から回収した空びんを、当社の仕入先である飲料メーカーに返却していますが、当社は、仕入れの際、飲料メーカーに「容器保証金」を支払っていますので、返却の際は、支払った「容器保証金」が返還されます。この「容器保証金」はどのような取扱いになりますか。【令和元年 7 月追加】

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

ご質問の場合、飲食店等に対して清涼飲料を販売する際に使用するガラスびんは、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるため、清涼飲料の販売は、ガラスびんも含めて「飲食料品の譲渡」として軽減税率の適用対象となります。

他方、飲用後の空びんを回収する際に飲食店等に支払う「びん代」は、飲食店等から受けた「飲食料品の譲渡」の対価ではなく、「空びんの譲渡」の対価であることから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、この場合、「びん代」を売上げに係る対価の返還等として処理することも差し支えありません。

また、容器等込みで飲料を仕入れる際に支払い、飲料を消費等した後に空の容器等を返却

(販売奨励金)

問42 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。【令和元年7月改訂】

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します（基通 12-1-2）。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します（基通 14-1-2）。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則 34②）。

したがって、その売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

（参考）「販売奨励金」という名目でやり取りが行われるものであっても、例えば、「販路拡大」などの役務の提供の対価として支払う（受け取る）ものは、軽減税率の適用対象となりません。

したがって、「飲食料品の譲渡」に伴いやり取りされる「販売奨励金」やいわゆる「リベート」などは、その目的や性質等によって「売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等」であるのか、あるいは「役務の提供の対価」として支払う（受け取る）ものであるのかを整理し、適用税率を判定する必要があります。この点、取引当事者間でこれらの認識を共有する必要がありますので、例えば、契約書等により、あらかじめ明らかにしておくといった対応が考えられます。

(自動販売機の手数料)

問43 当社は、清涼飲料の自動販売機を設置しており、飲料メーカーから、この自動販売機による清涼飲料の販売数量等に応じて計算された販売手数料を受領しています。この販売手数料は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年7月追加】

【答】

ご質問のような販売手数料は、自動販売機の設置等に係る対価として支払いを受けるものであるため、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当することから、軽減税率の適用対象となりません。

(物流センターの使用料 (センターフィー))

問44 当社は、食品卸売業を営んでおり、近隣地域にチェーン展開しているスーパーマーケットの物流センターに食品を納品しています。その際、食品の販売数量や販売高に応じて、物流センターの使用料等 (いわゆるセンターフィー) を支払っていますが、このセンターフィーは、軽減税率の適用対象となりますか。

なお、センターフィーの金額は、食品の販売数量等に応じて計算されています。【令和元年7月追加】

【答】

ご質問のようないわゆるセンターフィーは、物流センターの使用等に係る対価として支払うものであるため、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ (又は仕入れ) に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当することから、軽減税率の適用対象となりません。

(委託販売手数料の取扱い)

問45 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される令和元年10月1日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことですが、その内容を具体的に教えてください。【平成30年11月追加】

【答】

委託販売その他業務代行等 (以下「委託販売等」といいます。) を通じて商品を販売する委託者について、原則として受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い收受した又は收受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります (以下「総額処理」といいます。) が、現行の単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められています (以下「純額処理」といいます。)(基通 10-1-12(1))。

令和元年10月1日以降においては、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の適用対象となりません。

したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、純額処理をすることはできないこととなります (軽減通達 16)。

(注) 1 委託販売等に係る取扱商品が軽減税率の適用対象でない場合は、令和元年10月1日以降も引き続き純額処理によることができます。

なお、その場合には、軽減税率の適用対象ではない取扱商品に係る委託販売等の

事務局発 第 436 号

令和元年 9 月吉日

小売業事業者団体様

一般社団法人日本加工食品卸協会

会長 國分 晃

食品メーカーのリードタイム延長化に伴う対応についてのお願いの件

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品流通業界を取り巻く環境は、人口減少と超高齢化社会を背景に競合の激化、消費税増税と軽減税率制度の導入、人手不足、働き方改革、コストの上昇など様々な課題に直面しております。特に物流環境は厳しい状況にあり、運べなくなる危機感が深刻化しております。そうした中で食品メーカー各位からトラックドライバーを確保し持続可能な物流を構築することを目的にリードタイムの延長化の要請が相次いでおります。こうした要請に対しまして我々加工食品卸は、個々に在庫の積み増しや倉出物流の増加対策などで対応を検討しておりますが、中間卸機能だけで対応していくにはおのずと限界があります。

つきましてはこうした要請は、サプライチェーン全体の課題とご理解いただき今後、小売業様と加工食品卸との間のリードタイムや配送回数などの物流与件を精査して物流の合理化に資する活動を行いたく、傘下の会員各社の皆様に対し、ご協力をいただきますよう貴協会に格別のご指導を賜りたく、お願い申し上げます。 謹白

事務局発 第 437 号

令和元年 9 月吉日

賛助会員企業 各位

リードタイム延長化に伴う対応についてのお願いの件

一般社団法人日本加工食品卸協会

会長 國分 晃

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品流通業界を取り巻く環境は、人口減少と超高齢化社会を背景に競合の激化、消費税増税と軽減税率制度の導入、人手不足、働き方改革、コストの上昇など様々な課題に直面しております。特に、物流環境は厳しい状況にあり、運べなくなる危機感が深刻化しております。

そうした中で一部の食品メーカー様よりトラックドライバーを確保し持続可能な物流を構築することを目的に、リードタイムの延長化のご要請をいただいております。こうしたご要請に対し我々加工食品卸は、個々に在庫の積み増しや倉出物流の増加対策などで対応を検討しておりますが、中間卸機能だけで対応していくにはおのずと限界があると考えております。小売業様からのタイトなリードタイムの中でかつ多品種小量物流が主流となっている加工食品物流の実態を考慮いたしますと、このご要請はきわめてインパクトある内容でございます。本来的にこうした内容のご要請はサプライチェーン全体で考えるべき課題と考え、弊協会として小売業様団体へリードタイムや配送回数などの物流与件を精査していただくなどの申し入れを行い、物流合理化に資する活動に対しご協力とご指導をいただく旨お願いをいたしておるところでございます。

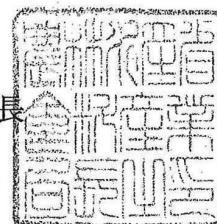
つきましては製・配を担う企業として、相互に協力関係を構築し円滑な食品物流を維持するため、こうした我々の活動もご理解のうえ、具体的には ASN システム（事前出荷情報システム）の活用などを含め個々の事情等も充分鑑み相互に綿密なお打ち合わせをしていただけますよう賛助会員企業の皆様をお願い申し上げます。

謹白

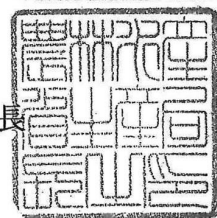
元食産第 5339 号
元生産第 1964 号
元農振第 3353 号
元政統第 1933 号
元林政政第 755 号
元水漁第 1717 号
令和2年3月13日

一般社団法人日本加工食品卸協会 会長 殿

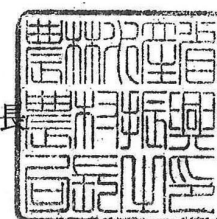
農林水産省食料産業局長



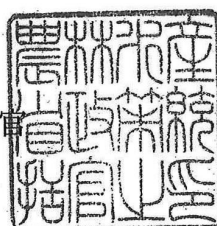
農林水産省生産局長



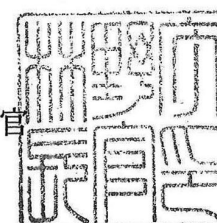
農林水産省農村振興局長



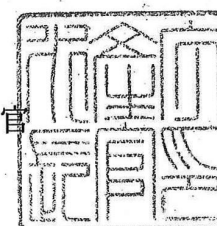
農林水産省政策統括官



林 野 庁 長 官



水 産 庁 長 官



食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の
対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の感染者の報告が増加している状況に鑑み、食品製造業、食品流通業、卸売市場、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、感染拡大防止を前提として、従業員の健康保護とともに食料安定供給の観点から事業継続を図る際のポイントをまとめた標記ガイドラインを別添のとおり策定しましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただけますようお願い致します。

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）

- 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ
 - ・ 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
 - ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

- また、事業所は、例えば卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
 - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- ① 換気の悪い密閉空間であった
 - ② 多くの人が密集していた
 - ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われた
- という3つの条件が同時に重なった場
（「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

（1）患者発生の把握

- 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

（2）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。

このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- ・ また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です²。

（３）濃厚接触者への対応

- ・ 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ・ 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」）

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{3・4}。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

（業務の内容）原則通常どおりの業務

（人員体制）早出・残業等で業務対応

【第二段階】

（業務の内容）重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

（人員体制）早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(2) 食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ & A（関連業種の方角け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 4 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

**輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、
台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めます。**

～輸送の安全を確保するための措置を講じる目安の設定～

台風等の異常気象時下において、トラックによる貨物の運送を行う場合に輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達として定めます。

これにより、異常気象時における輸送の安全を確保するとともに、トラックドライバーの生命や身体を守り、持続的な物流機能維持に寄与します。

1. 背景

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しており、このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

今般、こうした状況を踏まえ、台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めることとします。

2. 通達に定める内容

(1) 輸送の目安等

別添のとおり、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について定める。

(2) 輸送を中止した場合の対応等

運送事業者等が気象情報等から輸送を中止することとした場合には、直ちに荷主等へ報告する旨や、安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省に設置する「意見募集窓口」等に通報いただきたい旨について定める。

3. 今後のスケジュール

施行日：令和2年2月28日（金）

（問い合わせ先）

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室

梅田 神崎 伊丹

代表：03-5253-8111（内線 41-334, 41-353） 直通：03-5253-8576

FAX：03-5253-1637

公益社団法人 全日本トラック協会会長
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長
一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長

殿

国土交通省自動車局貨物課長

台風等による異常気象時下における輸送の在り方について

トラック運送事業は、平常時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしているところである。

他方、トラック運送事業者は、輸送の安全を確保すること等のため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）等の関係法令を遵守し、厳格かつ的確な事業の運営を求められているところである。

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、法第17条（輸送の安全）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第11条（異常気象時等における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安を定め、当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応を示すので、傘下会員及び地方実施機関に周知されたい。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送し、輸送安全規則第11条の規定に違反したことが確認された場合は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行うことになるので、改めて傘下会員及び地方実施機関に周知されたい。

また、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容を周知する旨、申し添える。

記

1. 異常気象時における措置の目安

別表のとおり。

なお、輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

2. 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）や運送事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

3. 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）にその旨通報されたい。

4. その他

- (1) 別表に定める基準は、目安として示したものであり、荷主と輸送の安全の確保について配慮しつつ調整した上で具体の取扱いを定めることは差し支えない。
- (2) 別表の内容は、令和2年1月末日時点での基準であり、必要に応じて改定することとする。
- (3) 事後の紛争を防止するため、本通達に定める基準や、輸送を中止した場合の取扱い等については、事前に荷主との運送契約書等において定めておくことが望ましい。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

令和2年3月27日
総合政策局物流政策課

「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」を策定しました ～加工食品物流をさらに持続可能なものとするために～

国土交通省は、物流の生産性向上に向けて、関係者の連携・協働による伝票や外装、データ仕様等の標準化を推進するため、加工食品分野における物流の標準化に向けた検討を進め、標準化の実現に向けて官民が取るべき方策を取りまとめた「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」を策定しました。

1. 背景

労働力不足が深刻化する中、我が国の経済活動と国民生活を支えるライフラインである物流の生産性向上を図るためには事業者間の連携・協働による効率化が必要であり、標準化は連携・協働に欠かすことのできない取組です。

そのような中、成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）には「物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を越えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を2019年度中に立ち上げ、アクションプランを策定する」と位置づけられているところです。

このため、官民からなる「加工食品分野における物流標準化研究会」を令和元年12月6日、令和2年2月25日に開催する等により検討を進めてきました。

2. アクションプランの主な内容

- ・①納品伝票、②外装表示、③パレット・外装サイズ、④コード体系・物流用語の4項目について、物流標準化に取り組む。
- ・4項目ごとに明示された標準化に向けて、各事業者は標準化の取組を進める。
- ・行政は、物流総合効率化法の枠組みに基づく支援制度や表彰制度の活用等により、事業者の標準化の取組を支援する。
- ・このような取組については、各事業者において、さらには行政も含めた関係者間の中で、達成度合いや効果の定量的把握を含めたフォローアップを行う。

<アクションプランの掲載HP>

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000138.html

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 谷村、和田
代表：03-5253-8111（内線53-314、53-324）
直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559

加工食品分野における物流標準化アクションプラン(概要①)



国土交通省

物流の現状と標準化の意義

- 物流は経済活動と国民生活を支える社会インフラであり、その機能を途切れさせず発揮していくためには物流の効率化が必要。物流標準化は、効率化の推進に不可欠な環境整備の一環であり、事業者間の連携・協働による取組が重要。
- 本アクションプランは、物流効率化に向けた意欲的な取組が進められ、その改善の幅が顕著である加工食品分野において、標準化に向けた課題・問題点、解決方を整理し、サプライチェーン上の個社と、各プレイヤーの枠を超えた全体最適の視点から、標準化を実現する手順をとりまとめたもの。
- 今後、各プレイヤーが本アクションプランに則り連携・協働して標準化を進めていくことにより、物流現場の自動化・機械化等が促進され、作業の効率化・単純化により働きやすい環境が整備され、多様な人材に魅力的で「選ばれる」職種として変革し、加工食品物流がさらに持続可能なものとなることを強く期待。

物流標準化に取り組むべき4項目（別添参照）

(1) 納品伝票

- 伝票自体のサイズや複写枚数、記載内容が、各社ごとに異なっている現状。
- A4版上下1枚伝票に賞味期限やQRコード等を記載することを標準化例とし、検品の負荷軽減を図る。

(2) 外装表示

- 外装表示は各社の商品ごとに設計、印字されており、表示内容や表示位置、文字フォント等が異なっている現状。
- 商品特定表示やバーコード等の表示内容、側面4面を表示面とした上での表示位置、識別性・視認性の高いフォントを標準化例とし、商品の仕分けや検品時の作業の効率の向上を図る。

(3) パレット・外装サイズ

- パレットは、一部を除きT11型パレットとT12型パレットが主流となっているものの、外装サイズは商品ごとにサイズが異なっている現状。
- パレットへの積載、トラックへの積み込み、物流倉庫への保管の効率性を考慮した外装サイズを標準化例とし、輸配送及び保管の効率の向上を図る。

(4) コード体系・物流用語

- 同一住所の届け先も発荷主ごとに納品先コードが異なっていたり、商品の出発地を意味する用語が「発荷主」や「発拠点」等の複数用語が存在したりしている現状。
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマート物流サービス」において構築予定の物流・商流データ基盤において使用するコード体系・物流用語を標準化例とし、共同輸配送等の事業者間連携の事務作業軽減を図る。

具体的取組方針

【行政】

- **標準化へ向けた取組を進める事業者等への支援**
⇒物流総合効率化法の枠組みに基づく支援制度について、業界標準に向けた標準化取組に係る総合効率化計画の策定に関しては、令和2年度より優先的に採択する重点的取組として支援
- **事業者間の連携により物流の標準化を実現し生産性向上へ寄与する取組への表彰**
⇒グリーン物流パートナーシップ会議における表彰制度を活用
- **業界の内外へ標準化の取組を積極的に発信**

【民間】

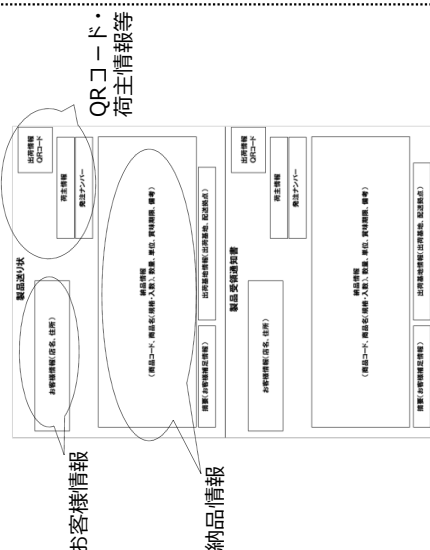
- **事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足**
⇒各企業が保有する効率化に関する非競争領域の情報や事例等を企業の垣根を越えて開示し標準化内容等の合意
- **加工食品業界内への展開**
⇒上記プロジェクトで合意された内容等を、業界団体の推奨フォーマットとして位置づけ加工食品業界内へ横展開

フォローアップ

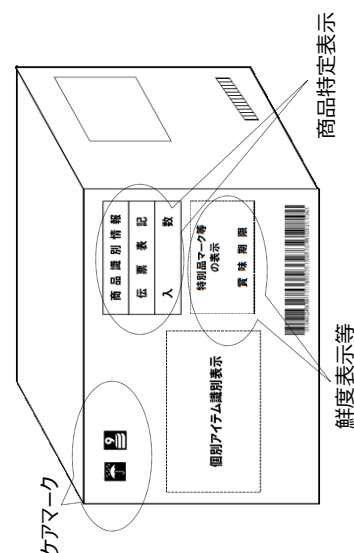
- 各事業者において、事業者連携の中で、さらには行政を含めた関係者間の中で、達成度合いや効果の定量的把握を含めたフォローアップを行う。また、本アクションプランで取り組むこととした4項目以外にも行政と民間が連携して不断に標準化を進めていくこととする。

(別添：物流標準化に取り組むべき4項目)

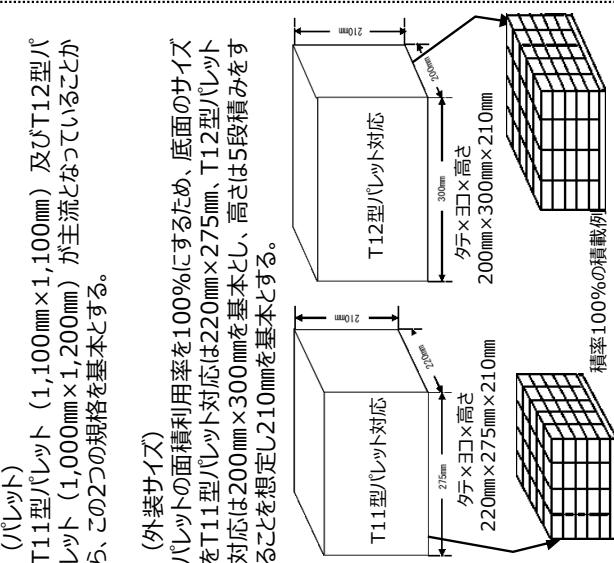
【①納品伝票の標準化例】



【②外装表示の標準化例】



【③パレット・外装サイズの標準化例】



(外装サイズ)

パレットの面積利用率を100%にするため、底面のサイズをT11型パレット対応は220mm×275mm、T12型パレット対応は200mm×300mmを基本とし、高さは5段積みをすることを想定し210mmを基本とする。

【④コード体系・物流用語の標準化例】

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマート物流サービス」※にて構築する予定の物流・商流データ基盤において、そのデータ基盤上で使用するコーポレート体系や物流用語等を標準化例とし、加工食品分野においても、業界内だけの独自のコード体系・物流用語の標準フォーマットを決定するのではなく、SIP「スマート物流サービス」にて決定された標準化項目に準拠していくことが望ましい。

※国民にとって真に必要な社会的課題や日本経済再生に寄与する課題に取り組む国家プロジェクトであり、内閣府に設置されている「総合科学技術・イノベーション・技術会議」の下に置かれるプログラムディレクトリーが、関係府省と連携して、基礎研究から事業化まで一気通貫の研究開発を推進する。「スマート物流サービス」は、このSIPプロジェクトの1つであり「物流・商流・データ基盤」を構築し、サプライチェーンにおける様々な企業の大量で多様なデータを収集・提供することで、サプライチェーン全体の最適化を図り、物流・小売等の業界における人手不足と低生産性の課題を解決するプロジェクト。

加工食品分野における物流標準化アクションプラン(概要③)



国土交通省

工程表					「加工食品分野における物流標準化研究会」構成員				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	＜構成員＞				
納品伝票の標準化	事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足、標準化内容の合意	社内外の関係者と合意し、伝票の変更 業界推奨に制定	標準納品伝票の導入		敬愛大学 経済学部教授 立教大学 経営学部教授 東京女子大学 現代教養学部教授 味の素(株) 物流企画部長 キッコーマン食品(株) 物流部長 キユーピー(株) 上席執行役員 ロジスティクス本部長 日清食品ホールディングス(株) 物流構造改革プロジェクト 部長 F・L・I・N・E(株) 執行役員 大塚倉庫(株) 代表取締役社長 (株)エコー流通システム 開発本部 ソリューション部 部長 日本通運(株) ロジスティクスエンジニアリング戦略室 専任部長 日本アクセル(株) ロジスティクス企画部長 三菱食品(株) S・C・M統括 ロジスティクス本部 開発第二グループ ルーブマネージャ 農林水産省食料産業局食品流通課長 農林水産省食料産業局食品製造課長 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長 国土交通省自動車局貨物課長 国土交通省大臣官房参事官(物流産業) (公共交通・物流政策審議官部門) 国土交通省総合政策局物流政策課長(公共交通・物流政策審議官部門) 国土交通省総合政策局物流政策課物流効率化推進室長(公共交通・物流政策審議官部門) <事務局>				
外装表示の標準化	事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意 業界推奨に制定	社内外の関係者との合意	外装表示の変更が可能な商品から随時実施	・福井 逸人 ・東野 昭浩 ・内田 隆 ・伊地知 英己 ・中井 智洋 ・飯塚 秋成 ・野口 透良 <オブザーバー> ・安倍 正能 ・越野 滋夫 ・佐藤 修司 ・奥山 則康 ・岡田 重光 ・榎谷 肇一 ・榎村 康一				
パレット・外装サイズの標準化	事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意	社内外の関係者との合意	外装サイズの 変更が可能な 商品から随時 実施	公益社団法人全日本トラック協会 輸送事業部付 部長 公益社団法人日本包装技術協会 専務理事 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 J I L S 総合研究所 所長 一般社団法人日本加工食品卸協会 専務理事 一般社団法人日本倉庫協会 業務部長代理 一般社団法人日本物流団体連合会 理事 事務局長 一般財団法人流通システム開発センター ソリューション第1部 部長				
コード体系・物流用語の標準化	SIP/ISマート物流サービスにて構築する物流・商流データ基盤上において使用するコード・物流用語等の標準化		業界推奨に制定	標準化されたコード・物流用語に準拠していく					

※行政は、関係者と連携して標準化に向けた取組をフォローアップするとともに、実現した標準化の取組について業界の内外へ積極的に発信する。また、物流総合効率化法の枠組みに基づく支援制度において、業界標準に向けた標準化取組に係る総合効率化計画の策定を重点的取組として支援する。さらに、標準化によるCO2削減効果といった環境面の効果等も検証した上で必要な支援の可能性を検討する。